

平成30（2018）年4月7日

小・中学部の保護者様

シアトル日本語補習学校
校長 中野 龍文

児童・生徒資料記載の注意事項 (教科書無償配布と関連して)

平成30年度の新学年をはじめるとに当たり、改めて保護者の方に児童・生徒資料を作成・提出していただきます。(4月14日(土)提出厳守)

ご記入に際し下記をご確認戴き、教科書無償配布と密接に関連していることを念頭に置いて、慎重にご記入戴きますようお願いいたします。

具体的には、

- (1) 「国籍」の欄に、少なくとも日本と書いていること。
(二重国籍であっても日本国籍の保持が証明できること。)
 - (2) 「日本帰国の予定」の欄で、有に○が付いていること。
(証明できなくても、日本帰国の可能性または考えがあること。)
- 以上二点の意思表示がある者のみ、教科書の無償配布の対象になります。

(参考) 文部科学省による教科書無償供与対象者は以下のとおりと規定されています。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 重国籍者であっても<u>日本国籍を保持するものであれば対象</u>となる。(2) 本来は長期滞在者であるが、<u>在留国の事情により便宜的に永住査証(永住権)を取得している者は対象</u>となる。(3) 日本国籍を保持し、永住査証(永住権)を取得している者は、本来は永住者に分類されるが、<u>将来日本国内の中学や高校等に進学または就労する意思を持つ者は対象</u>となる。 |
|---|

(注) *長期滞在者とは、滞在許可証(VISA)または永住権を保持し、米国に一時滞在している者

以上に鑑み、児童・生徒資料の作成に際しては、日本国籍の有無と将来の日本帰国意思の有無のご確認を上記の規定に即して、慎重にご記入くださいますようお願いいたします。また、判断に迷う場合は、補習校事務所(425-643-1661)へご連絡下さい。